無料体験用テキスト(日商簿記２級)　見本

第１章 手形取引

1.手形の不渡り

手形の不渡りとは、手形の満期日に、手形代金を支払人の指定した支払場所に請求したにもかかわらず、支払いの拒絶を受けることをいいます。

不渡手形の所持人は、ただちに支払拒絶証書を作成して、あらためて手形債権の償還請求をしなければなりません。

（以前）　受取手形　×××　/　（売上）×××
↓きちんと支払がおこなわれれば
（支払期日到来）当座預金　××　/　受取手形　×××
しかし、所持していた手形が不渡りになった。

３級では、もっぱら当座預金に入金される場合のみでした。

２級では、不渡りになる場合も出題されます。

（支払期日到来）　諸費用を含む
　　不渡手形　×××　/　受取手形　×××
（回収時）（資産）　　（現　金）　×××　→　諸費用を払う場合
　　現金預金　×××　/　不渡手形　×××
（回収不能時）
　　貸倒引当金　×××　/　不渡手形　×××
　　（貸倒損失）　××　/
※　貸倒引当金の残高よりも不渡手形の金額が多い場合は、貸倒損失で処理します。
※

３級では、貸倒引当金を設定するときに、売掛金だけでなく、受取手形にも設定したと思います。ですから、不渡手形が回収されなかった場合は、貸倒引当金を取り崩します。

例題１－1

（1）山形商店から掛代金の支払いとして、裏書譲渡された福島商店振り出しの約束手形￥150,000 が不渡りとなったので、福島商店に償還の請求をした。なお、このために要した諸費用￥3,000 は現金で支払った。
（2）山形商店から、上記の請求額と期日以後の利息￥600 を同店振り出しの小切手を受け取った。
（3）（1）において、山形商店が倒産し、不渡手形が回収できなくなったので、貸し倒れとして処理した。ただし、貸倒引当金の残高が￥100,000 ある。

解答
（1）不渡手形　153,000　/　受取手形　150,000
　　/　現　金　3,000
（2）現　金　153,600　/　不渡手形　153,000
　　/　受取利息　600
（3）貸倒引当金　100,000　/　不渡手形　153,000
　　貸倒損失　53,000　/

解説
（1）　不渡手形のなかに諸費用の 3,000 を含めて請求していきます。
（2）　請求後、無事、代金が回収できた場合です。そのとき、期日後の利息は、受取利息で処理されます。（1）の請求するときの利息としっかり区別しましょう。
（3）　請求後、回収不能になった場合です。その場合、貸倒引当金を取り崩します（受取手形にも貸倒れを設定しています）。また、不渡手形の金額のほうが多い場合は、貸倒損失（費用）で処理されます。